

## 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成23年2月2日

評価者：民間活用推進委員会

### 1. 業務概要

施設名	川崎市くじ保育園
指定期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日
業務の概要	(1) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施。 (2) 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 (3) 延長保育事業の実施
指定管理者	名称：社会福祉法人 大慈会 代表者：理事長 粕賀 君子 住所：川崎市多摩区堰3-11-13 電話：044-811-0436
所管課	市民・こども局こども本部子育て施策部保育課（内線：43511）

### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>【提供サービスの内容】</p> <p>所在地 高津区久地3-16-1</p> <p>構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建1階部分</p> <p>敷地面積 867.56㎡</p> <p>延床面積 446.58㎡</p> <p>入所定員 60人</p> <p>受入年齢 生後5か月から</p> <p>開所日 月曜～土曜（日曜・祝日・年末年始は除く）</p> <p>開所時間 7:00～18:00</p> <p>保育料 川崎市保育料金額表による</p> <p>特別保育等 長時間延長保育（18:00～20:00）の実施 完全給食（3歳以上児への主食提供）の実施</p> <p>【評価】</p> <p>くじ老人いこいの家との合築という決められた条件のもと、周辺地域の待機児童対策を図るため、通常保育の入所定員を60人分、設定し、また、現在、市が推進している長時間延長保育や完全給食の実施なども併せて行ってきたところであり、市民に十分な量及び質のサービスの提供を図れたと考えられる。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>【事業実績】</p> <p>(1) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施</p> <p>平成19年度 年平均入所児童数58.9人（約1.8%定員割れ）</p> <p>平成20年度 年平均入所児童数64.5人（約4.9%超過受入）</p> <p>平成21年度 年平均入所児童数70.0人（約16.7%超過受入）</p> <p>(2) 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談、助言</p> <p>かわさき健康福祉ナビによる情報提供（常時）</p> <p>育児相談の実施（イベント時・園見学時）</p>

		<p>(3) 延長保育事業の実施  平成19年度 月平均24人の利用(利用率41.0%)  平成20年度 月平均33人の利用(利用率51.5%)  平成21年度 月平均32人の利用(利用率46.2%)</p> <p>【評価】  通常保育の実施については、初年度は新設園であったため、定員割れとなったものの、2年目以降は年平均で定員を4.9%、16.7%と超過し、非常に積極的な受入がなされてきていると認められる。地域住民への情報提供、相談・助言の実施についても、市のホームページでの施設情報の提供や育児相談の随時の実施が図られ、適正に執行されてきていると考えられる。さらに、延長保育の実施についても、3か年通して、高い利用率となっており、多様な保育ニーズにも十分に対応してきているものと評価できる。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>【安全・安心への取組状況】</p> <p>(1) 事故対策  ヒヤリハット事例の職員会議での検討  施設・遊具、周辺保育環境の安全点検  事故対応マニュアルに基づく対応の実施  事故対応訓練の実施  子どもへの安全教育 … e t c</p> <p>(2) 防犯対策  オートロック・インターホンの設置  防犯マニュアルの整備  防犯訓練の実施 … e t c</p> <p>(3) 防火・防災対策  毎月の避難・消火訓練等の実施  防火管理者・消防計画等の届出実施  災害時伝達訓練・対応訓練の実施 … e t c</p> <p>【評価】  安全・安心への取組については、事故対策、防犯対策及び防火・防災対策のいずれに関しても、ハード(環境)面及びソフト(人的対応)面の両面から、多様な対策が講じられており、また、この間、重大な事故等も発生していないことから、滞りなく運営がなされてきていると評価できる。</p>
4	更なるサービス向上のため、どういった課題や改善策があるか。	<p>【サービス向上の取組状況】  意見箱の設置  苦情対応結果の職員会議での検証  保護者とのディスカッション会の実施  第三者評価の実施(平成21年度)とその結果の検討・改善… e t c</p> <p>【評価】  意見箱の設置のほか、苦情対応結果の職員会議での検証や保護者とのディスカッション会の実施等、サービス向上のための独自の取組が、既に多数行われているところである。今後は、その結果の蓄積を図り、体制や年度が変わっても、継続的にサービスの向上が図られることを期待する。</p>

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎年、指定管理者への説明会を実施し、園運営に係る制度変更や注意点等の説明を行うとともに、事業計画書の確認、事業報告書に基づく年度評価、毎月及び四半期ごとの入所状況、利用状況等の確認を適切に実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	<p>【サービス面】</p> <p>指定管理者制度の活用により、直営では実施ができない長時間延長保育の実施等を図ることができた。また、保育の実施内容についても、これまで、同法人が市内で長年にわたり民間保育所の運営を行ってきた経験を生かし、柔軟で、かつ充実した内容のサービス提供が図られた。</p> <p>【コスト面】</p> <p>指定管理者制度の活用により、直営で同入所人員の保育所運営をした場合と比較して、初年度と2年目については、長時間延長保育の実施などもあり、むしろ多く経費がかかった面もあったが、3年目には、それ以上の700万円程度の運営費の節減が図れた。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか。	<p>【業務範囲】</p> <p>業務の範囲については、引続き、周辺地域の多くの保育ニーズに応えるため、現状の内容を維持すべきものとする。また、延長保育等についても、利用者への安定的なサービス提供のため、内容を保持すべきものとする。</p> <p>【実施方法】</p> <p>実施方法については、直営による手法に対し、上記2のとおり、効果が認められるため、現在の指定管理者制度を継続することが望ましいものとする。</p> <p>【経費】</p> <p>経費については、これまでの収支決算の状況の分析、及び、仮に民設民営で同規模同内容の保育所運営を行った場合の運営費との比較等から、概ね適当な額であると考えられるが、若干、民設民営の場合に比べ、高コスト化してきているため、今回の指定期間よりは若干抑え目の推移で見込むべきものとする。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	指定管理者制度以外の民間活用の手法としては、本施設のように、建築されて4・5年と間もない施設にあっては、有償譲渡による完全民営化の手法が考えられるが、本施設は、老人いこいの家との合築になっており、所有者を分けることは、権利関係が複雑になって、将来の改築等財産管理に支障をきたす恐れがあることから、あまり適当ではないものと考えられる。

### 4. 今後の事業運営方針について

当該施設の事業運営については、この間、指定管理者制度の活用により、直営では実施ができない多様な保育ニーズへの対応や直営の場合よりも図られる経費の節減等の効果が認められ、引続き、周辺地域の同様のニーズに応えつつ、サービスの向上と事業の効率化を図っていく必要から、指定管理者制度の活用による事業継続が適当であると考えられる。